

先進環境対応自動車導入促進費補助金 のご案内

(バス用)

愛知県では、自動車から排出される温室効果ガスの削減等を目的とし、事業者が環境性能に優れたバス（燃料電池バス等）を導入する経費の一部を補助します。

申請期限

2025年3月14日（金）正午必着（必ず車両導入前に申請）

補助対象者

- 営業用車両（いわゆる緑（黒）ナンバーの車両） 旅客・貨物運送事業者
 - 自家用車両（いわゆる白（黄）ナンバーの車両） 中小企業等の事業者（注）
- （注1） 中小企業信用保険法に規定された中小企業（個人事業主を含む）
（注2） 自家用車両の燃料電池バスは中小企業以外の民間企業・団体（大企業等）も補助対象です。
※上記の事業者へ貸し渡す目的で導入するリース事業者も対象です。

補助対象車両と補助額

2024年4月1日～2025年3月31日に愛知県内の**事業所**で登録する新車

対象車両	補助額	上限額
燃料電池バス	車両本体価格と通常車両価格との差額×1/3	3,059.3万円 (大企業等 2,294.5万円)
電気バス		1,876万円
プラグインハイブリッドバス		
天然ガスバス	※大企業等に導入する自家用登録の燃料電池バスは車両本体価格と通常車両価格との差額の1/4	500万円
優良ハイブリッドバス ※営業用車両のみ		※車両本体価格、車両の長さにより額が異なりますので、取扱要領で確認してください。

- 営業用車両のうち、天然ガスバス、優良ハイブリッドバスについては、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を受ける者のみが対象となります。

申請の流れ

申請書の提出

受付・審査

交付決定通
知書の送付

車両の登録

実績報告書
の提出

額の確定通
知書の送付

補助金支払

※登録の日付から30日以内（必着）に実績報告書の提出が必要です。

申請書の提出

申請書類等の様式は、以下のURLよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/car-subsidy.html>

先進環境対応自動車導入促進費補助金交付要綱、取扱要領及び補助金申請の手引きを熟読し、申請書と必要書類をご用意のうえ、以下の提出先まで、郵送（レターパック・書留等）してください。

【申請書提出先】

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2

【問い合わせ先】

TEL 052-954-6217（平日 09:00～12:00,13:00～17:30）
※年未年始（12/29～1/3を除く）

注意事項

- ・車両の導入前に、県への交付申請をする必要があります。
- ・車両の導入後に県へ交付申請をした場合、補助対象になりません。
- ・2024年度内に車両登録・申請を行わない場合は補助対象になりません。
- ・補助を受けた車両を所定の期間内（営業用・レンタカー：5年、自家用：6年）に処分する場合、事前に県の承認が必要です。また、この場合、補助金の一部を返還していただきます。

自動車税種別割の優遇について

愛知県内で登録を受けたEV、PHV、FCVの自動車税種別割について、下記のとおり免除となります（県内登録の車両はすべて対象です）。

○対象となる自動車

2025年3月31日までに新車新規登録を受けたEV、PHV、FCV

○免除となる期間及び軽減額

新車新規登録を受けた年度及び翌年度から5年分を全額免除

<自動車税種別割についてのお問合せ先>

車検証上の登録住所を管轄する県税事務所

（管轄及び電話番号は下記をご参照ください）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000049103.html>